

掛川市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。その関係図面は、平成30年2月28日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月28日

掛川市長 松井三郎

市道変更路線表

NO	路線	起 点		終 点		重要な経過地
1	梅橋上右岸 通り線	旧	梅橋字カンジ482-1	旧	梅橋字カンジ491-1	
		新	梅橋字カンジ482-1	新	梅橋字カンジ492-2	
2	150号線	旧	国安字溝回1152-4	旧	国安字溝回1154-1	
		新	国安字溝回1152-4	新	国安字溝回1153-1	
3	236号線	旧	入山瀬字菅ヶ谷658-1	旧	入山瀬字菅ヶ谷658-1	
		新	入山瀬字菅ヶ谷671-2	新	入山瀬字菅ヶ谷669-1	